

経 済 産 業 省

20210616 貿局第1号
輸出注意事項2021第20号
経済産業省貿易経済協力局

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年7月1日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「化学物質の輸出承認について」等の一部改正について

「化学物質の輸出承認について」（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和3年10月22日から施行する。

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

改正後

現行

別紙第1

1～3 (略)

4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(5)に掲げる貨物(労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物)であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(3) (略)	(略)	(略)
(4) <u>4-ニトロジフェニル</u> 及びその塩	(略)	(略)
(5)～(7) (略)	(略)	(略)

5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(13) (略)	(略)	(略)
(14) <u>2, 2, 2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール</u> 又は2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2 <u>10606-46-9</u>	○

別紙第1

1～3 (略)

4 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(5)に掲げる貨物(労働安全衛生法施行令第16条第1項第2号から第7号まで及び第9号に掲げる貨物)であって、経済産業大臣が告示で定めるもの)

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(3) (略)	(略)	(略)
(4) <u>4-ニトロジフェニル</u> 及びその塩	(略)	(略)
(5)～(7) (略)	(略)	(略)

5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質(「輸出貿易管理令の運用について」2-1-1の(5)の表の35の3の項の「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定する第一種特定化学物質」の解釈の欄に規定する混合物又は製剤及び製品を含む。))

化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
(1)～(13) (略)	(略)	(略)
(14) 2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール(別名ケルセン又はジコホル)	115-32-2	(略)

<p>(15)～(33) (略)</p> <p>(34) <u>ペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA) 又はその塩</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>335-67-1 (PFOA)</u></p> <p><u>3825-26-1 (PFOAのアンモニウム塩)</u></p> <p><u>335-95-5 (PFOAのナトリウム塩)</u></p> <p><u>2395-00-8 (PFOAのカリウム塩)</u></p>	<p>(略)</p> <p><u>○</u></p>	<p>(15)～(33) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p> <p>(新設)</p>
---	---	----------------------------	----------------------------------	------------------------	------------------------

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年1月6日付け輸出注意事項62第11号）

改正後			現行		
2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)			2-1-1 輸出令別表第2に掲げられている貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の解釈 輸出令別表第2の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 (略) (イ)～(ハ) (略)		
輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第2の項	輸出令別表第2中解釈を要する語	解 釈
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
35の3	(略)	(略)	35の3	(略)	(略)
	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N、N′－ジトリル－パラフェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラフェニレンジアミン又はN、N′－ジキシリル－パラフェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタ		化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル（クロルデン類）、ビス（トリブチルスズ）＝オキシド、N、N′－ジトリル－パラフェニレンジアミン、N－トリル－N′－キシリル－パラフェニレンジアミン又はN、N′－ジキシリル－パラフェニレンジアミン、2，4，6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター1，3－ジエン、2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファーヘキサクロロシクロヘキサン、ベーターヘキサクロロシクロヘキサン、ガンマーヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサブロモビフェニル、テトラブロモジフェニルエーテル、ペンタブロモジフェニルエーテル、ヘキサブロモジフェニルエーテル、ヘプタ

	<p>ブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン（又はベンゾエピン）、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、<u>デカブロモジフェニルエーテル、PFOA</u>又はその塩並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>			<p>ブロモジフェニルエーテル、エンドスルファン（又はベンゾエピン）、ヘキサブロモシクロドデカン、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）、<u>デカブロモジフェニルエーテル</u>並びにこれらを含む混合物又は製剤</p>	
	(略)			(略)	
	<p>ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生地に防炎性能を与えるための<u>調製添加剤</u></p> <p>③～⑥ (略)</p>			<p>ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。）が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生地に防炎性能を与えるための<u>調整添加剤</u></p> <p>③～⑥ (略)</p>	
	<p>デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための<u>調製添加剤</u></p> <p>③～⑥ (略)</p>			<p>デカブロモジフェニルエーテルが使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① (略)</p> <p>② 生地、樹脂又はゴムに防炎性能を与えるための<u>調整添加剤</u></p> <p>③～⑥ (略)</p>	
	<p><u>PFOA</u>又はその塩が使用されている以下の製品を含む。</p> <p>① <u>耐水性能又は耐油性能を与えるための処理をした紙</u></p> <p>② <u>はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地</u></p>			(新設)	

